

2025年5月9日

外国為替及び外国貿易法に基づく行政処分(輸出禁止等)を行いました

経済産業省は、本日、アストレード株式会社(法人番号 8120001143662)及びソワ・アンドレイ(同社代表取締役)による外国為替及び外国貿易法違反事案に関し、同法第53条第2項及び第3項に基づき、輸出禁止等の行政処分を行いました。

1. 行政処分について

(1) 処分対象者

- ①アストレード株式会社
- ②ソワ・アンドレイ

(2) 処分概要

○処分対象者①②の輸出禁止(第三者を介して輸出を行うことの禁止を含みます)

対 象 貨 物:輸出貿易管理令別表第2の3に掲げる貨物

仕 向 地:全地域

輸 出 禁 止 期 間:2025年5月16日から2026年5月15日まで(1年間)

○処分対象者②が、次の輸出業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止

対 象 貨 物:輸出貿易管理令別表第2の3に掲げる貨物

仕 向 地:全地域

役員就任禁止期間:2025年5月16日から2026年5月15日まで(1年間)

2. 事案の概要

アストレード株式会社及びソワ・アンドレイは、2022年8月17日から2023年6月5日までの間、計18回にわたり、ロシアへの輸出が規制されているバイク、水上バイク等の計523点の貨物を、最終仕向地がロシアであったにもかかわらず、大韓民国であると偽り、経済産業大臣の承認を受けないでロシアへ輸出しました。

(本発表資料のお問合せ先)

貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課

電 話:03-3501-1511(内線3241)

メール:bzl-boeki-kanri-inquiry★meti.go.jp

※[★]を[@]に置き換えてください